

平成 2 5 年 1 月

工事業者各位

稲沢市

下請け等への市内建設業者の活用等について（お願い）

建設業は、災害時の緊急対応やインフラの維持管理等安心で安全な暮らしを確保する上で大きな役割を担っています。また、昨今の景気の低迷で市内建設業者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

稲沢市では、こうした状況に鑑み、できる限り市内建設業者への受注機会の確保に努めているところです。

つきましては、下記事項について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 下請けへの市内建設業者の活用

工事の一部を下請けによる施工とする場合は、できる限り市内建設業者を活用するよう御配慮ください。

2 建設資材、機械の購入又はリース並びに物品等の購入における市内業者の活用

建設資材や機械を購入又はリースをする場合並びに物品等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用するよう御配慮ください。

3 下請契約の適正な履行

下請契約に際しては、適正な価格で契約し、また下請代金は適正な期間内に支払う等建設業法等の関係法令を遵守してください。

問合先

総務部契約検査課工事契約検査グループ

電話 0587-32-1111 内線 463